

## 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）税額控除の際の注意点

栃木県

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附（以下、「特定寄附金」といいます。）をした法人が、法人県民税及び法人事業税の税額控除をする場合には、下記に注意してください。

### 1 制度上の注意点

- (1) 主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体への寄附については、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象となりません。
- (2) 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- (3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象となる法人は、下記に該当する法人です。
  - ①青色申告法人（法人税法第121条第1項の承認を受けている法人。第146条第1項において準用する場合を含む。）
  - ②連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人。）
  - ③連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（法人税法第2条第16号に規定する連結法人に限る。）

### 2 税額控除を受ける際の注意点

- (1) 特定寄附金を支出した事業年度の確定申告時又は仮決算に基づく中間申告時に、第7号の3様式（特定寄附金を支出した場合の税額控除に計算に関する明細書）を提出し、税額控除してください。

確定申告時又は仮決算に基づく中間申告時に税額控除をせずに、更正の請求であとから税額控除をすることはできませんので注意してください。（税額控除額は、確定申告時又は仮決算に基づく中間申告時に提出した第7号の3様式に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した額が限度となります。）
- (2) 分割法人は、事務所又は事業所があるすべての都道府県に、第7号の3様式（特定寄附金を支出した場合の税額控除に関する明細書）を提出してください。
- (3) 「第7号の3様式（特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書）」提出の際には、「受領証（地域再生法施行規則別記様式3）」の写しを添付してください。